

定 款

社会福祉法人上士幌福寿協会

社会福祉法人上士幌福寿協会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人短期入所事業の経営
 - (ロ) 老人居宅介護等事業の経営
 - (ハ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ニ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
 - (ホ) 障害者福祉サービス事業の経営
 - (ヘ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人上士幌福寿協会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を北海道河東郡上士幌町字上士幌東2線242番地に置く。

第2章 評議員会

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対して、その地位にあることのみによって、報酬は支給しない。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算書の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選とする。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものと見なす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。

4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

（構成）

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）

第27条 理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選とする。

（決議）

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

（資産の区分）

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種類とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 北海道河東郡上士幌町字上士幌東2線242番地13、242番地20、242番地

- 2 2 所在の特別養護老人ホーム上士幌すずらん荘 敷地3筆(11, 540. 73平方メートル)
- (2) 北海道河東郡上士幌町字上士幌東2線242番地13所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建て特別養護老人ホーム上士幌すずらん荘園舎 1棟(1,797.75平方メートル)
- (3) 北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線241番地32、241番地13、241番地36、241番地81、243番地11、243番地112所在 木造合金メッキ鋼板葺平屋建て養護所 1棟(411.37平方メートル)
- (4) 北海道河東郡上士幌町字上士幌東2線242番地13、242番地1、242番地20所在 木造鋼板葺2階建地域密着型特別養護老人ホームこまくさ苑・小規模多機能型居宅介護まつば・地域交流スペースこでまり1棟(1階1307.13平方メートル、2階105.75平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北海道知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会及び評議員会の決議を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

（種別）

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

（解散）

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人上士幌福寿協会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	中	田	良	夫
理事	天	野	巖	
理事	泉	田	光	雄
〃	河	村	千	秋
〃	川	村	勇	喜雄
〃	本	間	哲	也
〃	那	須	襄	太郎
〃	杉	山	幸	昭
〃	矢	尾	守	
監事	坂	田	潔	
〃	鈴	木	豪	

この定款は、昭和61年7月8日から施行する。

この定款は、昭和62年5月25日から施行する。

この定款は、昭和62年12月15日から施行する。

この定款は、平成4年11月18日から施行する。

この定款は、平成6年4月20日から施行する。

この定款は、平成7年9月13日から施行する。

この定款は、平成10年1月12日から施行する。

この定款は、平成10年5月27日から施行する。

この定款は、平成12年3月13日から施行する。

この定款は、平成13年4月23日から施行する。

この定款は、平成13年7月23日から施行する。

平成13年7月23日付の定款変更の認可申請に伴い選任された評議員21名の任期は、定款第17条の規定にかかわらず、平成14年6月20日までとする。

この定款は、平成14年6月11日から施行する。

この定款は、平成14年9月17日から施行する。

この定款は、平成14年11月6日から施行する。

この定款は、平成18年9月11日から施行する。

この定款は、平成19年6月27日から施行する。

この定款は、平成20年4月28日から施行する。

この定款は、平成21年6月11日から施行する。

この定款は、平成26年4月1日から施行する。

この定款は、平成27年3月25日から施行する。

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

この定款は、定款変更認可の日から施行し、平成29年8月3日より適用する。(第32条)

定 款 細 則

社会福祉法人上士幌福寿協会

社会福祉法人上士幌福寿協会定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人上士幌福寿協会（以下「法人」という。）定款第43条の規定により、法人の管理運営及び業務執行の細部について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員会

(評議員の選任及び解任)

第2条 理事長は、評議員の任期満了までに、次期評議員となるべき候補者を、評議員選任・解任委員会に推薦し、適任と判断した理由を説明しなければならない。

2 理事長は、評議員選任・解任委員会において選任された者に対して評議員選任の通知をするものとする。

3 通知を受けた評議員は、速やかに就任承諾書を理事長に届出るものとする。

4 理事長は、評議員を解任する場合には、評議員選任・解任委員会に不適任と判断した理由を提案しなければならない。

(評議員の中途退任)

第3条 評議員は、やむを得ない理由により途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に届け出るものとする。

(評議員の欠員の補充)

第4条 評議員に欠員が生じたときは、速やかに補充選任を行うものとする。この場合、第2条の規定を準用する。

(評議員名簿)

第5条 理事長は、評議員選任後、速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

2 前項の評議員名簿には、社会福祉法人指導監査要綱（平成13年社援発第1274号）により、役職名、氏名、生年月日（年齢）、住所、職業、現就任年月日、任期及びその他の事項を記載するものとする。

第3章 評議員会

(評議員会の権限)

第6条 評議員会が決議する事項は次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任に関すること
- (2) 理事及び監事の報酬等の額に関すること
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準に関すること

- (4) 事業計画及び収支予算の承認に関する事
 - (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認に関する事
 - (6) 定款の変更に関する事
 - (7) 合併に関する事
 - (8) 解散（合併又は破産による解散を除く。）に関する事
 - (9) 基本財産の処分の承認に関する事
 - (10) 残余財産の処分に関する事
 - (11) 社会福祉充実計画の承認に関する事
 - (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 定款第14条第2項第3号の規定に基づく決議事項は次のとおりとする。
- (1) 役員等の損害賠償責任の免除
 - (2) 役員等の損害賠償責任の一部免除
 - (3) 法人の解散
 - (4) 吸収合併契約の承認

（評議員会の招集）

- 第7条 理事長は、定款第12条第1項の規定により評議員会を招集するときは、召集日の5日前までに評議員及び監事に文書をもって通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 2 前項の文書には、提出議案書その他の資料を添付するものとする。
- 3 定款第12条第2項の規定により、評議員会の招集を請求された会議を招集するときは、付議すべき事項を示した文書等を第1項の文書に添付しなければならない。

（関係者の出席）

- 第8条 理事長及び議長は、必要があるときは、評議員会に職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

（評議員会の議事録）

- 第9条 議長及び会議に出席した評議員において選任した議事録署名人2名は、定款第15条第2項の規定により評議員会終了後速やかに議事録を作成するものとする。
- 2 議長は、議事録の正確を期すため、職員に評議員会の議事の経過及びその結果を記録させることができる。
- 3 議事録は、提出議案書その他の資料を添付して、保存するものとする。

（欠席評議員への報告）

- 第10条 理事長は、評議員会に欠席した評議員及び監事に対して議事の概要及び議決結果を記録した文書を評議員会終了後14日以内に送付して報告するものとする。

第4章 役員

（役員を選任）

- 第11条 理事長は、役員の任期満了直前の評議員会までに、次期役員となるべき候補者を

選考しなければならない。

- 2 理事長は、次期役員となるべき者が社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第40条第1項に規定する欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に成年被後見人又は被保佐人としての登記がされていない旨の証明書（初めて役員になる場合は合わせて身分証明書）及び履歴書の提出を求めるものとする。
- 3 評議員会で選任された役員は、速やかに就任承諾書を提出しなければならない。

（役員の中途退任）

第12条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届出るものとする。

（欠員の補充）

第13条 役員に欠員が生じたときは、遅滞なく補充選任を行うものとする。この場合、第11条の規定を準用する。

（役員名簿）

第14条 理事長は、役員選任後、速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

- 2 前項の役員名簿の作成は、第5条第2項に定める評議員名簿の例によるものとする。

第5章 理事会

（決定すべき事項）

第15条 理事会で決定すべき法人の業務は、次のとおりとする。

- (1) 評議員選任・解任委員の選任及び解任に関すること（定款第6条第1項）
- (2) 選任候補者の推薦及び解任に関すること（定款第6条第3項）
- (3) 評議員選任・解任委員会の運営細則の制定及び改正に関すること（定款第6条第3項）
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに議題、議案に関すること（定款第12条）
- (5) 理事長及び常務理事の互選に関すること（定款第17条第2項）
- (6) 施設の長その他重要な職員の選任及び解任に関すること（定款第23条第2項）
- (7) 基本財産の処分又は担保に供することの同意及び資金の借入に関すること（定款第31条）
- (8) 法人の資産の管理方法に関すること（定款第32条）
- (9) 事業計画及び収支予算に関すること（定款第33条）
- (10) 事業報告及び決算の承認に関すること（定款第34条）
- (11) 経理規程の制定及び変更に関すること（定款第36条）
- (12) 予算外の新たな業務を負担し、又は権利の放棄の同意に関すること（定款第37条）
- (13) 居宅介護支援事業の運営の同意に関すること（定款第38条）
- (14) 解散に関すること（定款第39条）
- (15) 定款の変更に関すること（定款第41条）

- (16) 定款細則その他法人の業務運営に関する諸規程の制定及び変更に関すること(定款第43条)
 - (17) 社会福祉施設の設置及び社会福祉事業の指定他所轄等の許認可届出等の申請に関すること
 - (18) 新たな事業の経営又は受託に関すること
 - (19) 250万円以上の工事又は製造の請負契約、160万円以上の食料品及び物品等買入れ契約、その他100万円以上の賃貸借等の契約に関すること
- 2 前項に定めるものを除くほか、法人の業務に関する重要な事項については、理事会で決定すべきものと定めることができる。

(報告事項)

第16条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査報告
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査結果(改善指導がある場合は、その改善状況)
- (3) 定款第25条ただし書きにより理事長が専決した事項
- (4) 評議員会における審議の状況及びその結果
- (5) 経理規程第18条に規定する予備費の使用に関すること
- (6) その他役員から報告を求められた事項

(理事会の招集)

第17条 理事長は、定款第26条第1項の規定により理事会を招集するときは、召集日の5日前までに理事及び監事に文書をもって通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 前項の文書には、提出議案書その他の資料を添付するものとする。

(関係者の出席)

第18条 理事長及び議長は、必要があるときは、理事会に職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(理事会の議事録)

第19条 理事長及び監事は、定款第29条第2項の規定により理事会終了後、速やかに議事録を作成するものとする。

- 2 理事長は、議事録の正確を期すため職員に理事会の議事の経過及びその結果を記録させることができる。
- 3 議事録は、提出議案書その他の資料を添付して、保存するものとする。

(欠席理事への報告)

第20条 理事長は、理事会に欠席した役員に対して議事の概要及び議決結果を記録した文書を理事会終了後14日以内に送付して報告するものとする。

第6章 監事
(監査の実施)

第21条 監事は、法第45条の28に規定する計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び事業報告、財産目録並びにこれらの附属明細書その他の書類の提出を受けたときは、速やかに監査を実施するものとする。

2 監事は、定款第19条第2項に規定する法人の業務執行の状況及び財産の状況等について、随時必要な時期に監査を実施するものとする。

3 監事は、前2項の監査を実施しようとするときは、あらかじめ監査項目を定めるものとする。

4 監事は、理事会に出席義務があり、評議員会には報告がある場合に出席するものし、また、発言することができる。ただし、議決に加わることができない。

（監査報告書）

第22条 監事は、監査終了後監査報告書を作成し、署名押印して理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の規定により監査報告書の提出があったときは、定款第19条第1項に基づき理事会及び評議員会に当該監査報告書を提出して報告するものとする。

第7章 事務の専決

（事務の専決）

第23条 理事長が専決することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員、臨時職員の任免に関する事。ただし、施設長の任免その他管理職の人事に関するものを除く
- (2) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内で借入金額が理事会で決定したもの
- (3) 工事又は製造の請負について、100万円以上250万円未満の契約、食料品・物品等の買入れについては100万円以上160万円未満の契約、その他の賃貸借等については、100万円未満の契約を締結すること
- (4) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で予算上計上されている1件100万円未満のもの
- (5) 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く。）のうち、損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格1件250万円未満のもの処分に関する事
- (6) 経理規程に定める支出予算の流用及び予備費の使用に関する事
- (7) 寄付金の受け入れに関する決定。ただし、寄付金の募集に関するものを除く
- (8) 役員及び管理職員の旅行命令及び復命に関する事
- (9) 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- (10) 職員の昇給・昇格に関する事。
- (11) 各種証明書の交付に関する事。
- (12) 所轄庁、関係諸団体からの照会に対する回答等に関する事（定例に属し、かつ、軽易な事項を除く。）

（専決の報告）

第24条 理事長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項につ

いては、速やかに文書又は口頭により理事会に報告するものとする。

第8章 広告の方法その他

第25条 定款第42条に定める新聞に掲載して行う広告は、北海道新聞及び十勝毎日新聞に掲載して広告するものとする。

(変更等)

第26条 この細則を改廃しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この細則は、平成24年8月29日から施行する。

この細則は、平成26年5月27日から施行する。

この細則は、平成27年3月25日から施行する。

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

この細則は、平成31年3月13日から施行、平成31年4月1日から適用する。